

令和5年2月22日

With コロナに向けた市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗、新型コロナウイルス感染症対策の浸透等といった社会情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら行政運営を行っていく必要があることから、以下の方針に基づき行政運営を行ってまいります。

- 1 本市が主催するイベント等については、国、県の方針及び、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の判断をする。なお、指定管理者が実施するイベント等についても同様とする。
- 2 本市が管理する市民利用施設については、利用者に対し、基本的な感染対策の実施を呼びかけた上で、個々の施設の実情に応じ運営する。
また、イベント等の開催を目的とした施設利用者に対しては、国、県の方針及び、関係機関が定めるガイドライン等を遵守することを促す。
- 3 保健衛生・医療対策等の業務に関する職員の応援体制について、応援を必要とする職場や応援人員を出す職場の業務状況等を勘案しながら、引き続き適切に対応する。
また、今後の感染者数や医療体制の状況によっては、更なる応援体制の強化も想定され得ることから、庁内においては、必要に応じて速やかに、業務の縮小・休止ができる体制を整えておく。
- 4 業務の実施に当たっては、政府「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「マスク着用の考え方の見直しについて」（令和5年2月10日付け政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定）などに基づき、各業務の内容及び環境の特性を考慮した上で、基本的な感染対策を実施する。

(その他)

新型コロナウイルス感染症対策本部会議及びプロジェクトチームについては、今後の感染再拡大等に備え、引続き体制を維持し、必要に応じて招集することとする。